

Title	日本のテレビ番組に対する批判の類型：BPOに寄せられた視聴者意見の分析
Sub Title	Criticism of Japanese TV programs : an analysis of viewers' opinions on "BPO"
Author	齋藤, 誠子(Saito, Nobuko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2016
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.82 (2016.) ,p.75- 92
JaLC DOI	
Abstract	<p>This research uses the KJ method to evaluate viewers' criticisms of Japanese TV programs through an examination of viewers' opinions appearing on the Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization (BPO) website. The research indicated that : (1) viewers criticized the partiality of the news content in news programs and the modus operandi adopted for the reporting (2) ; viewers believed entertainment programs were coarse and harmful for young people and had no morality ; and (3) viewers criticized the lack of consideration for the cast and reliability of the information. However, few viewers expressed their opinions regarding television dramas and animation shows.</p> <p>Therefore, this research confirmed that : (1) owing to the extensive use of the Internet, TV viewers are aware of the strong criticism that TV programs are prone to ; (2) TV viewers and the Broadcasting station experience a "moral panic ;" and (3) TV viewers do not tend to criticize television dramas or animation programs because these are fictional in nature.</p> <p>It is essential that future research examines the relation between viewers' criticisms and psychological factors, such as the third-person effect and the hostile media effect, and explore various theories to understand this relation.</p>
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000082-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本のテレビ番組に対する批判の類型

——BPOに寄せられた視聴者意見の分析——

Criticism of Japanese TV Programs:

An analysis of viewers' opinions on "BPO"

齋藤 誠子*

Nobuko Saito

This research uses the KJ method to evaluate viewers' criticisms of Japanese TV programs through an examination of viewers' opinions appearing on the Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization (BPO) website.

The research indicated that: (1) viewers criticized the partiality of the news content in news programs and the modus operandi adopted for the reporting; (2) viewers believed entertainment programs were coarse and harmful for young people and had no morality; and (3) viewers criticized the lack of consideration for the cast and reliability of the information. However, few viewers expressed their opinions regarding television dramas and animation shows.

Therefore, this research confirmed that: (1) owing to the extensive use of the Internet, TV viewers are aware of the strong criticism that TV programs are prone to; (2) TV viewers and the Broadcasting station experience a "moral panic;" and (3) TV viewers do not tend to criticize television dramas or animation programs because these are fictional in nature.

It is essential that future research examines the relation between viewers' criticisms and psychological factors, such as the third-person effect and the hostile media effect, and explore various theories to understand this relation.

Key words: Criticism of TV programs, BPO, Moral Panics, Third-Person Effect, Hostile Media Effect

キーワード: テレビ番組に対する批判, BPO, モラル・パニック, 第三者効果, 敵対的メディア効果

1. はじめに

本稿は、「オーディエンスによるテレビ批判」をテーマとする。日々テレビを見ていて、「この番組はくだらない」「なぜあんな番組を放送するのだろう」など、テレビに対して批判や不満を感じたことは

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻 後期博士課程

誰もあるだろう。また、その思いを発信するという行動に出る場合もある。たとえば、新聞の投書欄で読者からのテレビ番組に対する苦言が掲載されているのを目にしたたり、番組に対する批判がテレビ局に殺到し、「放送倫理・番組向上機構」(BPO)による審議が入る、というニュースを一度は見聞きしたことがあるだろう。本稿は、このような「オーディエンスによるテレビ批判」に注目し、視聴者がテレビに抱く批判や不満の実態を探ることを目的とする。

まず、本項では「テレビ批判」について、「国内研究でのテレビ批判の扱い」「メディア効果研究におけるテレビ批判関連理論」という枠組みによって整理する。

1-1 国内研究でのテレビ批判の扱い

テレビが登場した1953年以降、日本では「時代とともに人々のテレビ視聴時間やスタイルがどのように変化したか」という視点で、テレビ視聴の実態を探る調査は数多く行われてきた(NHK放送文化研究所『日本人とテレビ』『番組総合調査』:博報堂DYメディアパートナーズメディア環境研究所『メディア定点調査』:TBSメディア総合研究所『調査情報』:総務省『情報通信白書』など)。「なぜ利用するのか」という視点では「利用と満足研究」が盛んに行われており、McQuailら(1972)による満足の類型「気晴らし」「人間関係」「自己認識」「環境の監視」をもとに日本でも実証的な研究がされている(水野,1977:竹内,1990など)。近年のメディア環境の変化に伴い、研究対象もテレビに限らずインターネット(八ッ橋,2004)やSNS(柏原,2011:董,2011)、テレビゲーム(井口,2013)など多様化している。同時にテレビへの関心低下も注目され、竹村(2012)は若者がテレビを見ない理由として「物理的弊害」「見る時間がない」「テレビへの無関心」とともに、特定の番組を「うるさい」「くだらない」と感じる「嫌悪感」を報告している。これはテレビに対する批判と捉えることができるが、どの番組のどのような点に嫌悪感を抱くのかについては深掘りされていない。このように、「利用と満足研究」領域では満足に関する研究は多くされているのに比べ、反対に不満や批判はあまり扱われていないことがわかる⁽¹⁾。

一方、これまで日本でどのような「テレビ批判」がなされてきたかについては、識者やジャーナリストらによる評論の中でいくつか確認することができる。

テレビが登場し、人々を魅了した1950～60年代にはテレビが人々に悪影響を与えるという批判があったという報告が存在する。この批判を表すのが大宅壮一氏による「一億総白痴化」発言であり、「テレビには、紙芝居、いや紙芝居以下の白痴番組ばかりがならび、これでは、一億総白痴化運動が展開されているようなものだ」という内容であった⁽²⁾。桜井(1994)は当時の批判を「外に出ている男たちが妻や子どもを監督できず、彼らが何かわからない娯楽装置に支配されるのではないか、という家父長主義的価値観を防衛するための不安であった」と述べている。一方、国広(2013)は男性だけでなく、当時の母親たちも同じような不安を感じていたと述べている。ベビーブームゆえに、当時の母親たちは社会で成功する不可欠の資源が学歴であると捉え、競争相手の多い子どもを学歴競争で勝者になることを母親的役割として重視した。そんな当時の母親たちにとって、テレビは教養・教育メディアであるとともに、「一億総白痴化」を招く危険なメディアだったという。

このように子どもへの悪影響に対する懸念は強く、桜井(1994)によればテレビに知性を奪い取られ、考える力の足らない、そのせに妙に世慣れた子どもは「テレビ・チャイルド」と呼ばれていた。1960年代に入るとテレビが発端となる子どもによる父親殺害事件が起こり、「テレビ・チャイルドがつ

いに父親を殺した」と騒がれることになった。

しかしテレビが本当に視聴者に悪影響を与え、特に子どもの問題行動を助長するかについて根拠がないとの指摘もあり(野崎, 1963: 依田, 1964)⁽³⁾, 佐藤(2008)はこれらは新しいメディアにはつきものの批判・反発であり, テレビ登場以前は映画が同様の批判をされていたと指摘した。テレビの登場によって, 比較する形で『テレビに比べて映画は教養メディア』という評価がされるようになったという。橋元(2011)も同様の指摘をしており, 新しいものに対して拒否反応を示す“ネオフォビア(neophobia=新規恐怖)”という言葉で説明している。つまり, 当時のテレビ批判の背景には, テレビという新しいメディアに対する警戒心が働いていたという指摘である。

テレビ登場期にその悪影響に対する批判が活発にされていたことは明らかであるが, 「誰が批判をしていたか」については曖昧である。当時の父親や母親によってされていたという指摘もあるが, 実証的な調査によって明らかにされているわけではない。また, 富山(2005)は当時新聞に低俗なテレビ番組が家族に与える悪影響を嘆く主婦からの投書があったことを述べているが, 一般視聴者が当時テレビにどのような批判や反発を抱いていたのかについてはほとんど明らかにされていない。

桜井(1994)によれば, この種の批判は当時の識者やマス・メディア機関(おもに新聞社)によって議論がなされていた。橋元(2011)もこれらの批判は青少年の学力や攻撃性, 犯罪などとの関連が実証的に議論されていたと述べており, 一般視聴者というよりも識者たちが案じたテレビの問題点であったことが伺える。

1970～90年代にはテレビ番組内におけるやらせや虚偽が多発した。その契機となった出来事として, 「アフタヌーンショー」(テレビ朝日系)内の企画「乱交パーティ仕込み事件」「女子中学生リンチ事件」でのやらせ発覚, 「奥ヒマラヤー禁断の王国・ムスタン」(NHK)での数々の虚偽が挙げられる。前者の「アフタヌーンショー」の「女子中学生リンチ事件」に関してはリンチ加害者の少女二人が暴力行為で逮捕されただけでなく, 番組ディレクターも暴力行為教唆の疑いで逮捕されるなど, 前代未聞の「やらせ事件」としてマスコミを騒がせることになった。後者「奥ヒマラヤー禁断の王国・ムスタン」は過酷な自然の中で暮らす人々の生活や風習を描いたドキュメンタリー番組であったが, 番組内でやらせや虚偽が数多くあったことが発覚した。これらの問題に対して批判的な議論が行われていたことが確認できる(田所, 2007: 富山, 2005: 渡辺, 1995など)。

しかしこちらも識者やジャーナリストによるテレビ批判であったことが指摘できる。やらせ批判はテレビ関係者によって盛んに議論されたトピックであり(田所, 2007), やらせ批判に言及する新聞の社説も多かったという(富山, 2005)。ここでも, 一般の視聴者たちが一連のやらせ問題をどのように感じていたのかは限定的にしか明らかにされていない。

これまで日本で論じられてきた「テレビ批判」を整理すると, その流れは「悪影響論」から「やらせ批判」へと転換してきたことがわかる。2000年以降になるとテレビへの興味関心の低下(猪熊, 2011)やテレビ視聴の短時間化(木村, 2016: 関根・渡辺・林田, 2016)などから「テレビ離れ」も指摘されるが, これはテレビへの批判とは言い難い。また, そもそも本当に視聴者の間でテレビ離れが進んでいるのかについては単純に測ることはできないとの指摘もあり(保高・木村, 2016), 近年における批判の動向については不明である。

「テレビの悪影響批判」「やらせ批判」に関する評論は時代とともにテレビのどのような点が問題視されてきたかについて知るための重要な文献であるが, 有識者やジャーナリストらの中で問題となってい

た事象であり、「これまで人々がどのようなテレビ批判をしていたか」を説明するものではない。

このように、国内でのテレビ研究領域では「人々がどのようなテレビ批判をしているか」を実証的に検討した試みがほとんどされていないことが伺える。

1-2 メディア効果研究におけるテレビ批判関連理論

国内ではテレビ批判に関する研究が進められていないということは前述の通りであるが、「なぜテレビ批判を行うのか」という問いについては、これまでのメディア効果研究の中で関連するいくつかの理論を見つけることができる。「第三者効果」(third-person effect) と「敵対的メディア効果」(hostile media effect) がそれである。

まず、第三者効果とは「自分はメディアの影響を受けないが第三者は違うと考え、それに対応した行動をとること」(Davison, 1983) を指す。たとえば、テレビ番組の暴力シーンを見て「自分は影響を受けないが子どもが見たら真似をするだろう」と思い、自分の子どものテレビ視聴を規制することなどが挙げられる。

Davisonによれば、第三者効果の根底には他者に対する認識のあり方が存在する。Tiedge (1999) はこれを「自己と他者の認知の不一致」と表現した。また、Gunther (1991) はメディアからの影響を受けることに関して、人は自分がメディアから影響を受けることに関しては「メディアが説得的コミュニケーションを図っているからだ」とメディア側に要因があると考え。しかし他者がメディアから影響を受けることに関しては、メディア側の要因ではなく、その人自身が「騙されやすい」「左右されやすい」という性質を持っているからだと考える傾向があると主張する。つまり、自分に関してはメディアという外的要因が、他者に関しては受け手本人という内的要因がメディアからの影響を受けることに大きく関わっているという認識が第三者効果に寄与しているということである。これは利己的な帰属のバイアス (self serving bias)⁽⁴⁾ とも関連がある。

自分と比べて他者を「メディアに騙されやすい・左右されやすい存在」と考えることは、他者を「弱者」とみなすということである。McLeodら (1997, 2001) は「第三者効果によって、人は有害なメディアから他者を守るべきだと考えるようになる」という家父長主義的な価値観との関連を指摘した。この考え方は第三者効果の行動レベルにも影響する。たとえば、「何も知らない他者がメディアからの情報に簡単に影響されてしまう」と感じると、自分が投票など政治活動に参加することで、他者の無知に訴えかけようとする場合もある (Golan, Banning, & Lundy, 2008)。

第三者効果を引き起こしやすい受け手要因も多く報告されている。「高い教養」(Cohen et al., 1988: Lasorsa, 1989: Tiedge, 1999), 「高年齢」(Tiedge et al., 1999), 「自己の専門性の認知」(Lasorsa, 1989), 「自尊心」(Perloff, 2002), 「男性」(安野, 1996) などが挙げられており、McLeodら (1997, 2001) やGolanら (2008) が指摘している家父長主義的な価値観を持つ人物像 (父親など) が想定できる。

先行研究をふまえると、第三者効果によって「人々に悪影響を与えるようなテレビ番組は取り締まられるべきだ」という家父長的価値観に基づくテレビ批判が生じやすいと想定できる。たとえば、日本PTA全国協議会が発表していた「子供に見せたくない番組・見せたい番組」は、保護者が「このような番組は子どもに害を及ぼすはずだ」という目線で回答をした調査であり、この回答意識にも第三者効果が働いていたといえよう。

続いて敵対的メディア効果は、メディアが自分と反対側の陣営にとって有利な方向に歪んでいると認知する傾向（Vallone, 1985）を指す。

Davison（1983）は第三者効果の関連理論として当時まだ存在していなかった敵対的メディア効果の概念を取り上げている。それを説明する出来事として、1972年のアメリカ大統領選を挙げた。候補者であったマクガヴァン支持者は新聞でニクソンばかり取り上げていると感じる傾向にあり、同様に、ニクソン支持者もマクガヴァンの新聞での扱われ方をそのように感じているという傾向がみられた。実際はマクガヴァンとニクソン、両者ともメディアにおいて同等に扱われているにも関わらず、それぞれの支持者がメディアに対して上記のような感じ方をしていたのである。

「メディアが自分と反対側の陣営にとって有利な方向に歪んでいる」という敵対的メディア効果が生じる背景には、「他者はメディアの情報に過度に影響されてしまうだろう」という第三者効果と類似した考え方が存在する。Perloff（1989）は、自我関与の高いトピックに関して、自分はその分野について豊富な知識を持っているが他者はそうではないためにメディアに簡単にミスリードされてしまうと考えられる傾向を指摘した。つまり、他者はこのような偏った情報に抗うための正しい情報を持ち合わせていないと思うのである。このように、敵対的メディア効果も第三者効果も「他者＝無知」という認識が背景に存在するという点で関連が深いと考えられる。

これをふまえ、敵対的メディア効果によって「テレビが報じることは偏っている」「偏向報道で人々を操ろうとしている」などのテレビ批判が生じると想定できる。自我関与の高いトピックに起こりやすいというPerloff（1989）の報告を考慮すると、「自分は他者よりもこのトピックについて深く理解している」という自負が、「メディアが自分の認識に反することを報じる」という事態に折り合いがつかず批判として表出すると仮定できる。

これまで、テレビ批判と関連する理論として、批判を生み出す認知傾向という点で第三者効果と敵対的メディア効果について説明をした。第三者効果については、自分より他者のほうがメディアからの影響を受けやすいという認識によって「メディアは他者に悪影響を与える俗悪メディアだ」「有害メディアは取り締まられるべきだ」という批判が、敵対的メディア効果については、メディアが自分と反対側の陣営にとって有利な方向に歪んでいると認知することで「テレビの情報は偏っていて、視聴者を操ろうとしている」という批判が生じる可能性を指摘した。

しかし、これらの理論を用いてテレビ批判を明らかにしようとした試みはまだ存在していない。どちらの理論も国内では盛んに研究がされておらず、第三者効果に関してはテレビやテレビゲームでの暴力描写と関連した研究が確認できる（和田、1999、2006など）。敵対的メディア効果に関しては、メディア効果論の一つとして言及している文献⁽⁵⁾が確認できるが、国内ではほとんど扱われていないのが現状である。

1-3 先行研究の総括と本稿の位置づけ

本項では「テレビ批判」に関して、「国内研究でのテレビ批判の扱い」「メディア効果研究における関連理論」という視点で手がかりを探してきた。筆者が検討した限り、実際に一般の人々によってどのようなテレビ批判がなされているかについてはほとんど明らかにされておらず、テレビ研究の中であまり扱われていない領域であることがわかる。しかしテレビは現在も人々の生活に根付いており、前述のようにテレビ番組に対する苦情がニュースになるなど、その影響力はいまだに健在であるように見える。

テレビは人々のコミュニケーションや心理に密接に関連する媒体であり、テレビに対する意見の中でも批判などのネガティブな内容について理解することはオーディエンス研究において非常に有意義な試みであると考えられる。

以上をふまえ、筆者は本稿を、テレビ批判を理解するための基礎研究と位置づける。実際に人々がテレビにどのような批判をしているのか、実態を知ることが目的とする。そして本稿の調査結果を足がかりにテレビ批判研究を展開し、テレビ研究領域に新たな知見を寄与することを期待する。

2. 調査

2-1 調査の概要と妥当性

「人々がテレビに対してどのような批判をしているのか」というリサーチ・クエスチョンを明らかにするための第一歩として、本稿では「放送倫理・番組向上機構」(Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization: 以下、BPO)がホームページ上で公開している、放送に対する視聴者の意見をKJ法を用いて分析・整理する。この分析によって、視聴者によるテレビ批判の類型を明らかにする。

まず、BPOが公開しているデータを分析することの妥当性について説明する。というのも、メールや電話でBPOにわざわざテレビ番組に対する意見を投稿する視聴者は、普段からテレビに対して不満を持っている人々とも考えられ、BPOのデータが「一般の人々」による意見を反映しているとはいえないのではという疑問が生じるためである。

一般の人々の「テレビ批判」を知るためには、質問紙調査やインタビュー調査を用いてテレビに対する批判を尋ねることが求められる。しかし、「テレビ批判」に関する学術的研究がほとんどない現状をふまえ、本稿はテレビ批判の実態を知るための一種のケーススタディとしてBPOを分析する。BPOに意見を投稿するような人は「偏った」「極端な」とも捉えられるが、極端な事例ゆえに「テレビ批判研究」の展開に必要な要素が発見できると考える。本調査における分析の事例を「テレビ批判研究」展開のための最初の第一歩として位置づけることが、本稿のもう一つの目的である。

このような目的のもと本稿では調査を行うが、さらにBPOが公開しているデータがその対象として適切かという疑問も生じる。つまり、「テレビに対する批判が集まる媒体」という意味でBPOを調査対象とすることが妥当なのかという点である。そのため、他の媒体(2ちゃんねると雑誌『創』)の検討も試みた。しかし、2ちゃんねるは匿名での掲示板のため議論が加速・逸脱しやすく、一般的なテレビ批判が集まる媒体とみなすことが困難であった。一方、雑誌『創』(創出版)はメディア批評雑誌とされているが、放送や出版、サブカルチャーなどマス・メディア全般に対する特集記事がメインであり、「どのようなテレビ批判が存在するか」を知るための要素は見当たらなかった。

以上をふまえると、いくつかの問題点もあるがBPOの視聴者意見は現状の媒体の中で「一般視聴者の声」にもっとも近く、テレビに対する批判を調べるにあたり本調査のアプローチは妥当であると考えられる。

2-2 BPOが公開しているデータに関する留意点

次に、BPOが公開している「視聴者からのご意見」データの性質について留意すべき点を説明する。本調査で扱うのは、BPOホームページ「視聴者からのご意見」にある「視聴者意見を読む」(http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1117&meta_key=2015)に寄せられた2015年分の意見591件の中から、「テ

レブ番組に直接関係ない」と筆者が判断した意見（判断基準は2-3にて詳述）を除いた、テレビ番組のみに関する意見456件である。

まず、BPOのホームページは寄せられたすべての視聴者意見を掲載しているわけではないという点に留意する必要がある。「視聴者意見を読む」のページには「個人名、放送局名などの固有名詞は原則削除しています」という注意書きがあり、BPOによって加工されたデータであることがわかる。さらに、2015年1月～12月の間にメール・電話・FAX・郵便でBPOに寄せられた意見は全部で19095件であるのに対し、掲載されたのは591件であり、選別された意見を掲載していることがわかる。数字のみに注目すると掲載される意見は全体の3%程度であり非常に選られているという印象を受けるが、この件についてBPOに問い合わせたところ、寄せられる意見の8割はメールによるもので、その多くがインターネット上で炎上した番組の話題がコピー&ペーストされて送られてきているのが現状ということであった。このようなメールを除いて「視聴者の意見」と捉えることができる内容は、全体において非常に少ないことは明白である。これをふまえると、BPOが公開しているデータは一概に「選られた／偏った意見」と判断することはできず、決して少ない割合ではないと考えられる。しかし、意見を選別し掲載する際にBPO内でどのような基準が設けられているかは明らかにされていない。

さらにそのデータの性質上、意見を寄せた人々の年齢や性別などを知ることは不可能であった。BPOの「視聴者意見を読む」ページには、月ごとに寄せられた意見とともに年代と性別の割合も載せられているが、それがどの意見を指すのかについては不明である。そのため、本調査によってテレビ番組に対する批判の種類を明らかにすることはできるが、批判主の存在について探ることは不可能である。

「BPOが公開しているデータは選別・加工されている」「批判主の属性が不明である」という問題点を挙げたが、現状ある媒体の中でBPOホームページが「一般視聴者の意見」にもっとも近いと考えられること、また本稿の目的は「テレビに対してどのような批判が存在するか」であるために、それ自体は本調査上の問題ではないと考える。

2-3 調査方法

- ・調査期間 2016年3月
- ・調査対象 BPOホームページ「視聴者からのご意見」にある、「視聴者意見を読む」に寄せられた2015年分の意見591件の中から、筆者が「テレビ番組に直接関係ない意見である」という判断をした以下の内容を除外した456件を分析対象とした。

- ①ラジオとCMに対する意見
- ②マスコミ機関全体に対する意見
- ③ある出来事や事件に関するニュース報道などを通して政治批判をしている意見
- ④BPOに対する意見

- ・調査方法 以上の456件を、KJ法を用いて整理・分類をした。

3. 結果

KJ法の結果、テレビ番組に対する批判を「報道番組に対する批判」「バラエティ番組に対する批判」「さまざまな番組に共通する批判」「その他」の4つに区分した。それぞれについて詳述する。

3-1 報道番組に対する批判

本稿では、朝のワイドショーや夕方のニュース、報道特集などをまとめて「報道番組」と定義し、報道番組に対する批判とみられる意見を表1のように分類した。

報道内容に関する批判が一番多く、その内容もさまざまであった。「偏向報道、情報操作に感じる」「一面的、興味本位の報道に感じる」「ある個人（スポーツ選手など）に報道が集中しすぎだ」など、ニュースの制作側が何かしらの意図を持って報道していると感じると視聴者は抵抗を抱く傾向がある。また、報道方法については過剰な演出などとともに、事件や事故の当事者・関係者の写真などが至るところで使われていることに関して「プライバシーがない」と非難する声もあった。また、深刻なニュースの最中に天気予報のテロップが出てくるなど、テレビ番組ならではの配慮のない報道方法に対する意見も見られた。番組内で扱う映像に関する批判もあり、視聴者が撮影した映像や画像を多用しすぎること、ショッキングなニュース映像を流すことへの意見が見られた。後者は、殺人・殺傷事件などの映像への意見、特に2015年9月に発生した「熊谷連続殺人事件」で犯人が血のついたナイフを持ったまま建物から落下する映像がニュースで何度か流れたことに対する意見が多かった。その他は東京の報道が多すぎることへの不満、報道に対する要望（構成や時間の割り振り方など）が見られた。

次いで多かったのは報道番組における取材に関する批判である。その多くが、「取材対象者をしつこく追いかたり、自宅や職場付近でつきまとうような行為をすべきでない」という意見であった。また、災害時の取材方法への批判、テレビ局のヘリコプターが邪魔で救助活動の妨げになっている点や、「被災者へのインタビューの際にレポーターはヘルメットをしているが被災者はしていなかった。配慮が欠けている」などの批判が見受けられた。

上記以外では、「残虐な事件報道は子どもに悪影響だ」など青少年に与える影響を危惧した意見や、

表1 報道番組に対する意見（175 / 456件・全体の38.4%）

意見対象	意見の一例	
報道内容 (80.9%)	制作側の意図	<ul style="list-style-type: none"> ・偏向報道、情報操作に感じる ・一面的、興味本位の報道に感じる ・ある個人（スポーツ選手など）に報道が集中しすぎだ
	報道方法	<ul style="list-style-type: none"> ・演出が過剰だ ・事件事故の当事者、関係者のプライバシーがない ・深刻なニュース中に天気予報を流すなど配慮が欠けている
	映像	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者投稿映像を多用しすぎだ ・ショッキングな映像が多い
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東京報道が集中しすぎだ ・報道への要望（報道時間など）
取材 (13.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・取材方法の配慮のなさ（対象者を執拗に追いかたり、街頭インタビュアーの発言が失礼だ等） ・災害時の取材方法（報道ヘリが邪魔だ、レポーターの被災者への配慮がない等） 	
その他 (5.2%)	青少年への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> ・残虐な殺人事件の報道は子どもに悪影響だ
	速報の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・なんでも速報で流しすぎだ ・地震速報の繰り返しが多すぎる
	誤報や訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・テロップや報道内容が間違っていたのに訂正がなかった

速報の入れ方やテロップ、音声に関する意見が見られた。

3-2 バラエティ番組に対する意見

次に、バラエティ番組に対する意見とみられる内容を表2の通りに分類した。

一番多かったのはバラエティ番組の品のない内容に対する意見であった。具体的には女性出演者に対するセクハラや女性を軽視した演出に対する批判や、下品で不愉快な内容、下ネタに対する意見が多く見られた。

次いで多かったのがモラルに欠けた内容に対する意見であり、「タレント同士で土下座を強要する」「どっきり番組で人を騙して笑いものにする」など、人間の尊厳を軽視するような内容に不快感を抱く人が多い。また、お金やモノ（特に食べ物）を粗末にする企画などに抵抗を感じる人もいる。さらに、「火をつけたコートを着たまま自転車に乗って、水のなかに自転車ごと転落する」など危険な企画や「お笑い芸人同士で、ドロップキックをしていた」など暴力行為に対する批判も見られた。

表2 バラエティ番組に対する意見（116 / 456件・全体の25.4%）

意見対象	意見の一例	
品のなさ (31%)	女性の扱い	・女性に対するセクハラ、パワハラだ ・「ババア」などの表現が不快だ
	下品・不愉快	・芸人が吐くシーンが多い ・公序良俗に反する内容だ
	下ネタ	・「下ネタ」が度を越している ・深夜や18禁のCS番組で放送すべきだ
モラルのなさ (29.5%)	人間の尊厳の軽視	・土下座を軽々しく放送すべきでない ・ドッキリ番組はよくない
	お金・モノを粗末にする行為	・食べ物をおもちゃにしてはいけない ・芸能人が馬鹿みたいにお金を使うのは一般人への侮辱だ
	危険行為	・体を張った企画でいつか事故や死者が出そうだ
	暴力描写	・ドロップキックなど危険なツッコミは禁止してほしい
他者への悪影響 (23.7%)	青少年への悪影響	・子どもが真似するような行為はやめてほしい
	未成年出演者の扱い	・下品なコントを子どもに演じさせていた ・子どもタレントの扱い ・未成年アイドルに下品なインタビューをしていた
	ステレオタイプの押し付け	・「美人なのに結婚できない女」などの言い方は時代錯誤そのものだ
	ハラスメント誘発	・過激な行為の強要はパワハラだ ・容姿をからかう演出はいじめにつながる
その他 (15.8%)	過去との比較	・最近のバラエティは同じような芸人が出ている ・正月番組が少ない
	やらせ	・やらせに近い内容だった ・やらせの現場を見てしまった
	その他	・長時間番組におけるマラソン企画は危険だ ・出演者同士のやりとりが程度が低くて呆れる

他者への悪影響を懸念する声も多く、主に「いじめやハラスメントなど子どもが真似するような行為を番組内で行うことをやめてほしい」「ステレオタイプの押し付けはやめてほしい」などの意見が目立った。これは桜井（1994）と国広（2012）が述べていた、テレビ登場期の「テレビの悪影響批判」と重なる部分がある。また、「子どもタレントに下品なことをさせていた」など、視聴者ではなく未成年の出演者に与える影響を危惧した意見も存在する。

上記以外の意見では、過去と比較する形で現在のバラエティ番組に物足りなさを感じている人もいる。また、番組におけるやらせのような演出に対する批判も見られた。それ以外では「長時間番組におけるマラソン企画が持つ危険性を、テレビ局はわかっているのか」や「お笑い芸人の司会者たちが他人を茶化して、自分たちで笑っているだけだ。程度が低くて呆れてしまう」などの意見が存在した。

3-3 さまざまな番組に共通する意見

報道やバラエティに限定せず、両番組に共通する意見やさまざまな番組に対する意見を表3にまとめた。

報道・バラエティに限らない意見として一番多いのは配慮に欠けた内容への批判である。同性愛者や特定の世代や属性を持つ人々の特性を決め付けるような言い方や、髪の毛や体型を笑いのネタにすることが「差別・偏見の増長につながる」と捉える人がいることがわかった。また、犯罪の手口を詳細に報

表3 さまざまな番組に共通する意見（129 / 456件・全体の28.3%）

意見対象	意見の一例	
配慮のなさ (30.5%)	差別・偏見の増長	・同性愛者や性差別、「ゆとり世代」、見た目に対する差別、偏見を増長するような内容
	犯罪行為の誘発	・誘拐事件の手口を紹介していた ・殺人に使われた有害植物を紹介していた
	当事者・関係者への配慮のなさ	・事件や出来事など、関係者にはトラウマになるような内容だった ・大食い対決は、食べることができない人たちを考慮していない
	病気	・難病の感動話が娯楽化してしまっている
出演者の発言 (20.5%)	・出演者やコメンテーターの発言が不用意だ／根拠がない／暴言だ	
情報の伝え方 (17.3%)	・番組内で伝える情報の根拠がない／内容の真偽が疑問だ	
モラルのなさ (15.7%)	・犯罪・違法行為（者）の美化 ・不謹慎な内容	
表現方法 (11%)	表現	・殺人事件などの「全裸で」という表現は露骨だ ・正しい使い方をされていない日本語が多い
	言葉遣い	・「殺すぞ」が多用されており、腹立たしい ・外国語が多用しすぎだ
その他（5%）	番組の私物化	・海外ロケが番組の慰安旅行のように見える ・芸能事務所によって態度を変えるテレビ局に理不尽さを感じる

じたり、殺人に使われた有害植物を紹介することに対し、「テレビを見た人が犯罪行為を真似る可能性がある」という意見も見られた。また、事件や事故などの当事者・関係者、ある病気で苦しむ人に対して配慮の欠けた内容に対する批判も存在する。前者に関しては、「ある事件や出来事の被害を被った人の神経を逆撫するような表現に傷つく」など、後者に関しては「癌など死に至る病気の感動話を放送しているが、娯楽のように扱われて不愉快だ」など、配慮のない扱い方に不当な思いを抱く人がいることがわかった。

次いで多かったのが「出演者の発言」に対する意見であり、出演者やコメンテーターの不用意、根拠がない発言、また暴言に対して「自覚が足りない」という苦言を呈する意見であった。

番組内で扱う情報の伝え方・扱い方については、「『ゆるキャラの経済効果』を説明していたが、経済効果は憶測の金額だ」「ソウルでの街頭インタビューで女子高生が日本を悪くなるような字幕が示されていたが、聞き取れる本人の声を聞くとそんな発言は聞き取れなかった」など、情報の根拠がないことや内容の真偽に対して疑問が残るような内容に対する批判が目立った。

「モラルのなさ」に関する批判も存在する。「よく前科者のタレントが出演しているが、犯罪者を美化することはやめるべきだ」「元暴走族を賛美し持ち上げているようにしか思えず、違和感を覚えた」など犯罪・違法行為（者）を美化することへの不快感、「実際に起きた殺人事件を題材にしてクイズにしていた。倫理上とても違和感を覚えた」「『葬式で焼きあがったお骨を見て職業病が出てしまった一言とは?』というお題があり、あまりにも不謹慎だ」など、不謹慎な内容に対する批判が見受けられた。

その次に多いのは「表現方法」であり、「殺人事件などの報道の際に『全裸で』と表現するのはあまりにも露骨だ」「何でもかんでも外国語を使用している解説者が多々見受けられる。もっと日本語を大事にしてほしい」など、表現や言葉遣いに関して違和感を覚えるという意見であった。

上記以外の批判は、「番組の私物化」であった。「番組における『ハワイロケ』は、出演者とスタッフの慰安旅行が目的のように見える。番組を私物化する風潮があるように感じる」などの「制作側による番組の私物化」と、「芸能ニュースで、人や事務所によって態度を変えるテレビ局に理不尽さを感じる」などの「第三者による番組の私物化」という二つの視点による意見が存在している。

3-4 その他意見

これまでの(1)から(3)に分類することができなかった「テレビ番組に対する好評価」「ドラマ・アニメに対する意見」をその他意見とし、表4にまとめた。

表4の意見は全体の10%にも満たない意見であったが、「オタク文化を取り上げた番組だったが、丁寧な作りでとても良かった」「『ものづくり』において大切な部分が繊細に描かれていて、大変良い番組と感じた」などの好評価も少ないながらも存在していた。

表4 その他意見 (36 / 456件・全体の7.9%)

意見対象	意見の一例
好評価 (37%)	・丁寧な作りでとても良かった ・「ものづくり」において大切な部分が繊細に描かれていて、大変良い番組と感じた。
ドラマ (34%)	・暴力描写が過激だ ・タイトルに問題がある
アニメ (29%)	・アニメの性描写、暴力描写が過激だ

ドラマとアニメに対する意見も少なく、そのほとんどが批判であった。ドラマに関しては「人気アイドルグループが出演するドラマの暴力シーンが過激すぎる」「主役である女性の体を刃物で次々に刺すシーンがあった」など暴力描写への批判、アニメに関しては暴力描写に加えて「アニメキャラクターの少女たちが水着でポーズを取ったりする描写があるが、子どもを持つ親としては違和感がある」「18時台のアニメ番組での性的表現がひどすぎる。放送局はいったい何を考えているのか」など過激な描写に対する批判が多い。批判はあるものの、ドラマやアニメに対する批判が全体の中で非常に少ない理由として、フィクションという前提がある場合、批判が生じにくい可能性が指摘できる。

4. 考察

テレビ番組に対する批判を整理すると、報道番組に対しては報道の「中立性」「自律性」を求める意見、バラエティ番組に対してはモラルや人権を軽視するような内容に対する意見が多い。どちらにも共通する批判として他者への配慮の欠如が問われるなど、全体的に倫理観や人権を意識した批判意見が多いと考えられる。

このような批判が生まれる背景として、本項では「インターネットの普及によるテレビに対する問題意識の強化」と、「メディアの送り手と受け手の『モラル・パニック』スパイラル」という観点から考察をする。

4-1 インターネットの普及によるテレビ番組に対する問題意識の強化

近年のインターネットの急速な普及により、人々はメディアとの双方向的なコミュニケーションを日々行うことが可能になった。これまでの既存のメディアから一方的に情報を受け取るだけだった人々は、インターネットによってさまざまな情報を取捨選択することが可能になり、自身で情報に対する評価をする能力を得たと考えられる。

このようなメディア環境で「フジテレビ騒動」(2011年)⁽⁶⁾、テレビとは異なるが朝日新聞の誤報にまつわる騒動(2014年)など、メディアに対する批判が生じるような出来事が起こると、インターネット上でさまざまな意見が溢れ、人々はこれらに自由に触れることが可能になった。また、これらの出来事が「メディアの自律性や倫理観」が焦点となりやすい性質であったことも加味され、人々がメディアに対して批判的な視点を持ちやすくなったと考えられる。つまり、近年インターネットの登場・普及により人々はさまざまな意見に触れやすくなり、そのようなメディア接触環境で生活をする中で「マスコミ機関にはそれぞれ思想や主張があり、それを視聴者に植え付けようとしているのではないか」という懐疑心が受け手に生じ、テレビ番組に対しても批判的な姿勢を作り出しやすくなったと想定できる。

さらに2003年に「放送における言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する、第三者の機関」⁽⁷⁾としてBPOが設立されたことなどによって、人々のテレビ番組の倫理観に対する問題意識がより強化されたと考えられる。実際に視聴者や番組関係者によって批判を受けたことによりBPOが審議に入ったり、テレビ制作側が批判を受け公式に謝罪を発表するというケースも増えている。筆者が調べた限り、2015年だけで以下のテレビ番組が何らかの批判を受け(表5)、BPOが審議に入ったり、公式ホームページに謝罪文を掲載するなどの対応をした。因果関係は不明であるが打ち切りとなった番組もある。

このようなテレビ番組に対する批判による一連の流れはニュースとして大々的に報道される傾向にあ

表5 2015年に批判の対象となった主なテレビ番組

番組名	放送日	批判の対象となった内容
水曜日のダウンタウン (TBS系)	1月28日	100円ショップが売り出した福袋について、実際は完売していたにも関わらず「安けりゃ何でもよいというわけでもなく、一つも売れず」と紹介した。
	2月3日	時代劇「水戸黄門」で有名になった印籠が現代でも効果があるか検証する内容。黄門役の高齢男性が水戸駅前で喫煙する若者グループを注意し、助さん・格さん役の男性2人が印籠を出す時、若者が興奮して罵声を浴びせ続ける様子が放送された。これに対して水戸市が「やらせ・虚偽」であると抗議し、BPOへ意見書を提出した。
カスペ あなたの知らないかもしれない世界6 (フジテレビ系)	2月17日	自転車事故の重大性を訴える内容との説明だったが、事前の説明とは異なりドラマでは被害者の多くが当たり屋であるかのような誤解を与え、虚偽を含む内容だったとしてインタビューを受けた男性が抗議した。
ニュースな晩餐会 (フジテレビ系)	3月8日	ストーカー行為をしたとされた男性が、映像のボカシが薄く自分が特定されてしまったなどと人権侵害を申し立てていた。また、同じ内容の中で社内いじめの「首謀者」とされた女性が事実無根だと訴えて審理入りしていた。
噂の!東京マガジン (TBS系)	4月26日 5月31日	茨城県つくば市の「総合運動公園計画」問題について、反対意見ばかり紹介したとしてつくば市がBPOに審議申し立てをした。
ざっくりハイタッチ (テレビ東京系)	9月12日	「ざっくり赤ちゃん育児教室」で、芸人が裸におむつ着用で寝転がりそのおむつを脱がせたりした場面についてクレームが寄せられ審議入りした。

り^⑧、自然と人々から注目されるトピックとなった。表5は2015年に限定しているが、2014年の「クローズアップ現代」(NHK)や2013年の「ほこ×たて」(フジテレビ系)など、「やらせ問題」が社会問題化した番組は近年において多く存在する。本稿では1970～90年代にやらせ批判が議論されていたと述べたが、テレビ番組におけるやらせや過激な演出は、現在でも多くみられることがわかった。最近の「やらせ問題」の特徴として、番組制作に協力した関係者が、「やらせ」をインターネットを使って告発するような形で発信することが挙げられる。

このように、インターネットの普及によって視聴者や番組に関わった人が意見を発信しやすくなったこと、さらにBPOなどの第三者機関が設立されたことによって、近年においてテレビ番組の倫理的側面に対する問題意識は世間に出しやすくなる傾向になった。その結果、以前にも増して視聴者がテレビ番組に対して問題意識を持ちやすくなったといえよう。本稿の調査結果において「倫理観の欠如」を問う意見が多いことには、以上のような背景が存在していると考えられる。

4-2 メディアの送り手と受け手の「モラル・パニック」スパイラル

本稿ではテレビ批判と関連するメディア効果研究理論として、先に第三者効果と敵対的メディア効果を挙げた。調査結果からは「青少年への悪影響を及ぼすのではないか不安だ」、「ニュースが偏向報道・情報操作をしているように感じる」などの第三者効果、敵対的メディア効果と関連するような意見を確認することができた。

しかし本調査によって得られた批判の類型を検討してみると、テレビ番組への批判に「モラル・パニック (moral panics)」の傾向が指摘できる。これは、4-1で述べた現在のテレビ番組へ問題意識との

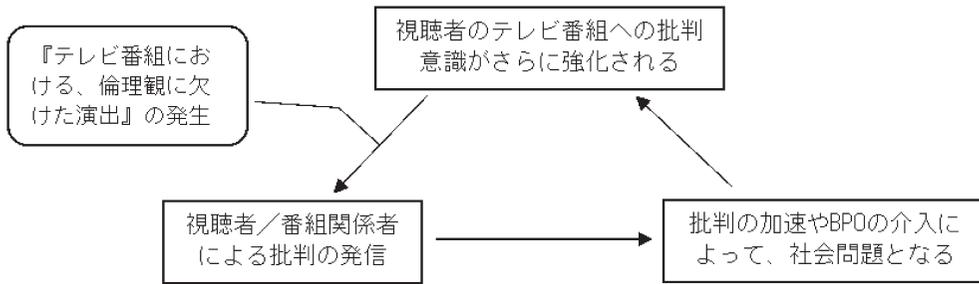


図1 メディアの送り手と受け手による「モラル・パニック」スパイラルのイメージ

強化とも関係する。

モラル・パニックとは「社会的・道徳的な秩序が特定の集団によって脅かされており、それに対して『何かがなされるべきだ』と多くの人々が考えるようになる状態」(Goode and Ben-Yehuda, 1994)⁽⁹⁾を指す。日本においては、児童虐待問題のマス・メディア報道におけるモラル・パニック(上野・野村, 2003)や、犯罪不安の高まりを説明するモデル(津田, 2010)として展開されてきた。さらにこれまでの先行研究では、「マス・メディアが社会問題を作り出す」という意味で、モラル・パニックはメディア側が作り出すものとして議論されてきた(太田, 1995; 赤羽, 2010など)。

しかし本稿で行ったBPOの視聴者意見の分析結果を検討すると、メディアの送り手と受け手の相互的なモラル・パニックの発生を指摘できる。つまり、テレビ番組に対する問題意識が送り手、受け手ともに過剰になる時期を迎えているのである。

近年、受け手側のテレビに対する意見や批判がインターネットの普及によって発信しやすくなり、BPOの設立なども加えてテレビ番組に対して倫理観を求める傾向が強くなったことは4-1で述べた通りである。そのような状況の中でテレビ番組で倫理観の欠いた内容が放送されると、その番組に批判が集中し、マス・メディア側もそれを取り上げ報道するようになり、報道が加速すればするほど、さらに受け手側もテレビ番組の倫理観に欠けた内容や演出が非常に重要な問題であると認識するようになるはずである。すると受け手もテレビ番組の内容にこれまで以上に過敏になり、批判を発信するようになると考えた。これを「モラル・パニックスパイラル」とし、このイメージを図1に示す。

このように、メディアの送り手と受け手によるモラル・パニックスパイラルのような状況が生じることにより、テレビ視聴者の「テレビ批判意識」がさらに強化される可能性が指摘できる。

5. おわりに

5-1 本稿のまとめ

本稿は「テレビ批判研究」を展開するための第一歩としての試みである。日本のテレビ番組に対してどのような批判が存在するのかを知ることを目的とし、BPOに寄せられた視聴者意見の整理・分析を行った。その結果、報道番組に対しては報道の「中立性」「自律性」を求める意見、バラエティに対してはモラルや人権を軽視するような内容に対する意見が多く見られた。どちらにも共通する批判として他者への配慮の欠如に対する意見が多い。一方、ドラマやアニメに対する批判は非常に少なく、フィクションという前提がある場合、批判が生じにくい可能性が指摘できる。

本稿では、現在の日本のテレビ番組に対して倫理観を重視するような内容が多い状況の背景として「インターネットの登場によるテレビに対する問題意識の強化」を指摘し、「モラル・パニック」を用いて考察を行った。

近年、インターネットの普及によって受け手側のテレビに対する意見や批判が発信しやすくなったことに、BPOなど放送に関する第三者機関の設立なども加え、テレビ番組に対して倫理観を求める傾向が強くなったと考えられる。実際にテレビ番組が視聴者や番組関係者から批判を受けたことによりBPOが審議に入ったり、テレビ制作側が批判を受け公式に謝罪を発表するというケースも増えている。本稿の調査結果において「倫理観の欠如」を問う意見が多いことには、以上のような背景が存在しているからであると考えられる。

さらに、上記のような状況の中で現在「モラル・パニック」がメディアの送り手側にも受け手側にも発生し、テレビ番組を批判する風潮が加速しやすいと指摘する。あるテレビ番組に批判が集中するとマス・メディア側もそれを取り上げ報道するようになり、報道が加速すればするほど、さらに受け手側もテレビの倫理観が非常に重要な問題であると認識するようになる。このように、メディアの送り手と受け手によるモラル・パニックのスパイラルのような状況が生まれていると考察した。

5-2 今後の研究課題

本調査によってテレビ番組に対する批判の類型が明らかになったことは、テレビ批判研究に若干なりとも寄与ができたといえよう。しかし本調査から得られた知見は、「テレビ批判」を理解するための一部にすぎない。本稿で得られた知見を活用し今後テレビ批判研究を展開していくために、さらなる研究課題を挙げる。

第一に、本調査で得られた知見をもとに「一般の人々がテレビにどのような批判を抱いているのか」を明らかにすることである。先にも述べたが、本稿で扱ったデータはBPOに意見を投稿している人によるものであり、この分析結果の知見を「人々がテレビに対してどのような批判をしているのか」というリサーチ・クエスションに還元できるかについては疑問が残る。そのため、今後本稿で得られたテレビ批判の類型をもとに質問紙調査やインタビュー調査を行い、実証的な研究によってテレビ批判を理解することが求められる。

第二に、理論的検討をさらに行うことである。本稿では「モラル・パニック」という理論を用いて考察を行ったが、分析結果が先に述べた第三者効果や敵対的メディア効果ともどのような関連がみられるのかについては言及していない。第三者効果や敵対的メディア効果に関する研究が日本ではあまり進んでいないことは先にも述べた通りであり、今後テレビ批判と関連して検討する必要があるだろう。同様に本稿で扱った「モラル・パニック」、さらに他にもテレビ批判と関連するメディア効果論（たとえば培養理論やそこから派生した暴力番組の研究など）を検討し、先行研究の整理をより多角的に行うことが求められる。

第三に、本稿で得られたテレビ批判の類型に、さまざまな媒体との比較を通して学術的な位置づけを行うことである。

考えられる比較として、まず「かつてはどのようなテレビ批判の類型が存在していたか」という時代比較を挙げる。本稿ではテレビ番組への批判の類型を調べ、「インターネットの普及によるテレビに対する問題意識の強化」、「メディアの送り手と受け手の『モラル・パニック』の応酬」という視点から考

察を行った。しかし、本稿における考察はあくまでも近年における批判傾向を取り上げたことに留まり、比較できる過去の批判に関するデータがあればより多角的な考察を展開することができたと考えられる。本調査で扱ったBPOにおける視聴者意見のデータは2006年度から公開しているため、今後過去のデータを分析し、2015年度のデータと比較をすることで、本稿で述べた考察にもさらに説得力が生まれる可能性がある。さらに、時代比較をすることで近年指摘されている「テレビへの興味関心の低下」「テレビ視聴の短時間化」の要因を探ることもできると期待する。

次に、別の媒体との比較である。先でもBPOに意見を投稿する人は「偏った」「極端な」というような印象があると説明したが、放送倫理の向上を目的とする機関であるBPOに批判や不満を送る人は、テレビに対して苦情がある場合の正式な手順を踏んでいる人でもあると考えられる。人によっては、自身のブログやSNSでテレビ批判を論じたり、インターネット上の掲示板に意見を述べて他のユーザーと議論をすることもあろう。別媒体ではどのようなテレビ批判が行われているかを検討・比較することはテレビ批判の理解の一助になるはずである。本稿ではテレビ批判の類型を知ることによって、今後さらなる研究の蓄積を通じて、テレビ批判研究の発展を目指したい。

注

- (1) 国内のテレビ研究でも、テレビに対する批判・不満について尋ねる調査はいくつか存在する。NHK放送研究所が1985年から5年おきに実施している「日本人とテレビ」では、テレビ視聴行動などとともにテレビに対する意識も尋ねている。1985年から2010年までの調査結果の中で、「はい」と答えた割合が高かったテレビに対する批判・不満と捉えられる意見として、「マスコミが伝えていることはほぼ事実とは思わない」「人びとの意見は、知らないうちにマスコミの言うとおりに動かされていることが多い」「テレビは青少年の非行や暴力行為を助長した」が確認できた。しかし、あくまでデータの一部で単純集計結果として提示されているだけで、これらの意見について深掘りされていない。また、同じくNHK放送文化研究所が2001年から実施している「番組総合調査」でもマイナス意見についての言及がある。「テレビ番組に対する意識・評価の現況」とし、当時のテレビ番組（NHK・民放含む）に対する感想や印象を「とても満足」「大変不満」の5件法で尋ねる項目があるが、不満と回答した人の割合は不明であった。
- (2) 出典：桜井哲夫（1994）. TV魔法のメディア 筑摩書房
- (3) 野崎（1963）は、非行青少年問題とマスコミの関係について、「刺激に感心しやすい青少年の、もっとも身近な家庭環境とか学校その他の社会環境をさしおいて、マスコミが第一要因にランクされたことについては（中略）理解しかねる向きがあるだろう」と述べている。また、依田（1964）は小学生と中学生を対象に彼らがテレビによって悪影響を受けるかという調査を行ったが、明らかな関連性は見られず、「この複雑な（中略）世の中で、テレビの影響ということだけを純粹に取り出すことは不可能に近いという事情もあって、明快な結論を下し難い状況である」と結んでいる。
- (4) 自分の成功は、自分の能力や努力などの内的要因に、自分の失敗は、運や課題の困難さなどの外的要因に帰属させやすい傾向のこと。
出典：高橋美保（2009）. 増補改訂 試験にできる心理学 社会心理学編 心理系公務員試験対策／記述問題のトレーニング 北大路書房 p. 24.
- (5) 平野浩・河野勝（2011）. 新版アクセス日本政治論 日本経済評論社 p. 125.
- (6) 2011年に起こったフジテレビにまつわる騒動。騒動の発端はある男性俳優が「フジテレビが韓流ドラマを流しすぎている」などとツイッターで批判したことである。ネットでそれに同調する書き込みが雪だるま式に増えるうちに、フジテレビ前で約3500人がデモ行進をする流れが生じた。批判している人々の主張は、フジテレビが“韓流びいき”だというものであり、韓国ドラマやタレントを偏重している、韓流コンテンツのステルスマーケティングをしている、スポーツ番組で国歌斉唱のシーンを放送しないなど、日本を貶めるような「反日」的行動が多いという内容であった。
出典：吉野嘉高（2016）. フジテレビはなぜ凋落したのか 新潮新書 pp. 183-184.

- (7) BPO ホームページ参照。http://www.bpo.gr.jp/?page_id=912
- (8) 表5で挙げた番組について報じている新聞記事の一例を挙げる。
- 【水曜日のダウンタウン (TBS系)】
- ・「ダウンタウン」TBSが謝罪 誤解与える表現。読売新聞。2015年2月19日、朝刊、p. 33.
 - ・印籠使った番組、「虚偽」と意見書、水戸市、BPOに提出。日本経済新聞。2016年3月3日、朝刊、p. 42.
- 【カスベ あなたの知るかもしれない世界】
- ・「フジ番組で人権侵害」事故遺族 BPOに申し立てへ。読売新聞。2015年7月4日、朝刊、p. 30.
 - ・BPO: フジ番組に「倫理上の問題」。毎日新聞。2016年5月17日。朝刊、p. 28.
- 【ニュースな晩餐会 (フジテレビ系)】
- ・フジ番組をBPO審理。朝日新聞。2015年6月18日、夕刊、p. 10.
 - ・BPOフジ番組で「人権侵害」「ニュースな晩餐会」裏付け取材怠る。読売新聞。2016年2月16日、朝刊、p. 37.
- 【噂の!東京マガジン (TBS系)】
- ・TBS番組 BPO申し立て つくば市 住民投票巡る放送で。読売新聞。2015年7月28日、夕刊、p. 15.
 - ・TBSの番組「問題ない」BPO。朝日新聞。2015年9月12日、朝刊、p. 35.
- 【ざっくりハイタッチ (テレビ東京系)】
- ・テレ東番組、BPO審議入り。朝日新聞。2015年10月29日、朝刊、p. 37.
 - ・「下品な表現回避を」要望、BPO、テレ東番組に。日本経済新聞。2015年12月10日、朝刊、p. 42.
- (9) Goode, E. and Ben-Yehuda, N. (1994). *Moral Panics*, Oxford: Blackwell. なお筆者は原著未読。本稿では、津田正太郎氏による紹介を参照した。津田正太郎 (2010). 「モラル・パニックとメディア」 石坂悦男編著 (2010). 市民的自由とメディアの現在 法政大学出版局 pp. 29-60.

引用文献

- 赤羽由起夫 (2010). 「リスク」としての少年犯罪とモラル・パニック: 「普通の子」の凶悪犯罪報道に着目して 犯罪社会学研究 35, pp. 100-114.
- Davison, W. P. (1983). The third-person effect in communication. *Public Opinion Quarterly* 47, pp. 1-15.
- Golan, G. J., Banning, S. A., & Lundy, L. (2008). Likelihood to vote, candidate choice, and the third-person effect: Behavioral implications of political advertising in the 2004 Presidential election. *American Behavioral Scientist* 52, pp. 278-290.
- 橋元良明 (2011). テレビと日本人—変わりゆく日常 岩波書店
- 保高隆之・木村義子 (2016). 20代は、テレビのリアルタイム視聴と録画再生、動画視聴をどう使い分けているのか?—視聴行動グループインタビューの結果から— 放送研究と調査2016年8月号, pp. 2-13.
- 井口貴紀 (2013). 現代日本の大学におけるゲームの利用と満足—ゲームユーザー研究の構築に向けて— 情報通信学会誌 31(2), pp. 67-76.
- 猪熊建夫 (2011). ジャーナリズムが亡びる日—ネットの猛威にさらされるメディア 花伝社
- 柏原勤 (2011). Twitterの利用動機と利用頻度の関連性: 「利用と満足」研究アプローチからの検討 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要: 人間と社会の探究 (72), pp. 89-107.
- 木村義子 (2016). テレビ視聴時間の規定要因を探る—「日本人とテレビ・2015」調査から— 放送研究と調査2016年7月号, pp. 38-53.
- 国広陽子 (2013). 「団塊の世代—テレビと成長をともし、老いに向かう」 萩原滋編著 (2013). テレビという記憶 テレビ視聴の社会史 新曜社 pp. 77-99.
- McQuail, D., Blumler, J., & Brown, J., (1972). "The television audience: A revised perspective", In McQuail, D., (ed), *Sociology of mass communications*, 135-165, Middlesex, England: Penguin
- McLeod, D. M., Eveland, W. P., Jr., & Nathanson, A. I. (1997). Support for censorship of violent and misogynic rap lyrics: An analysis of the third-person effect. *Communication Research* 24(2), pp. 153-174.
- McLeod, D. M., Detenber, B. H., & Eveland, W. P. J. (2001). Behind the third-person effect: Differentiating perceptual processes for self and other. *Journal of Communication* 51, pp. 678-695.

- 水野博介 (1977). 子どもがテレビから得ている充足について—『利用と満足』のアプローチを用いた調査の報告
年報社会心理学18, pp. 187-208.
- 野崎茂 (1963). 人それを俗悪と呼ぶ テレビに対する批判の分析 調査情報56号, pp. 15-30.
- 太田佳光 (1995). 教育問題の社会的考察: モラルパニック論による校内暴力の分析 愛媛大学教育学部紀要 第
I部 教育科学41(2), pp. 65-84.
- Perloff, R. M. (1989). Ego-involvement and the third person effect of televised news coverage. *Communication Re-
search* 16(2), pp. 236-262.
- Perloff, R. M. (2002). The Third-Person Effect. In Bryant, J. & Jillmann, D. (ed.), *Media Effects*. 2nd. (pp. 489-506),
Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates
- 桜井哲夫 (1994). TV 魔法のメディア ちくま新書
- 関根智江・渡辺洋子・林田将来 (2016). 日本人の生活時間・2015: 睡眠の減少が止まり, 必需時間が増加 放送研
究と調査2016年5月号, pp. 2-27.
- 田所承己 (2007). テレビにとって“やらせバッシング”とは何か—「やらせ問題」のテレビ史的意義 長谷正人・
太田省一 (編) テレビだョ!全員集合: 自作自演の1970年代 青弓社 pp. 221-232.
- 竹内俊郎 (1990). マス・コミュニケーションの社会理論 東京大学出版会
- 董逸斐 (2011). 大学生におけるSNSの利用と満足 コミュニケーション科学 (34), pp. 65-83.
- 富山英彦 (2005). メディア・リテラシーの社会史 青弓社
- 上野加代子・野村知二 (2003). 〈児童虐待〉の構築 捕獲される家族 世界思想堂
- Vallone, R. P., Ross, L., & Lepper, M. R. (1985). The hostile media phenomenon: Biased perception and perceptions
of media bias in coverage of the Beirut Massacre. *Journal of Personality and Social Psychology* 49, pp. 577-585.
- 和田正人 (1999). テレビ暴力番組接触における第三者効果に関する実証的研究 教育メディア研究6(1), pp. 20-24.
- 和田正人 (2006). メディア接触における教員養成大学生の第三者効果: 中学生へのTV暴力番組と暴力テレビゲー
ムの規制 東京学芸大学紀要 総合教育科学系57, pp. 455-462.
- 渡辺武達 (1995). テレビ—「やらせ」と「情報操作」三省堂
- 安野智子 (1996). メディアの影響力の認知は世論形成を媒介するか 第三者効果による世論形成過程モデルの試み
選挙研究11号, pp. 46-60.
- ハッ橋武明 (2004). インターネットの利用者タイプと利用満足 社会情報学研究8(2), pp. 65-78.
- 依田新 (1964). テレビの児童に及ぼす影響 東京大学出版会